

新潟市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第16号

新潟市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の退職管理に関する規則（平成28年新潟市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第17条第3号中「第28条第3項第1号括弧書」を「第28条第3項第1号」に、「同法第86条第2項に規定する」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の16の2第1項第1号イに掲げる場合（令和9年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新潟市職員の退職管理に関する規則第17条の規定は、この規則の施行の日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合について適用し、同日前に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合については、なお従前の例による。